## 豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金交付要綱 (太陽光発電設備設置に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金。以下「国交付金」という。)を財源として実施する豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、国交付金交付要綱(令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正以下「国交付要綱」という。)、国交付金実施要領(令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正。以下「国実施要領」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び豊田市補助金交付等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業者に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、太陽光発電設備等を導入する事業者に対して、導入事業費用の一部を補助することで、エネルギーの地産地消及び事業活動における脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその付属設備をいう。
  - (2) 事業所

事業者がその事業の用に直接供する施設又は事務所、当該事務所と同一敷地内にある建築物をいう。

(補助対象事業者)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、リース 事業者(市内事業者に対してリースにより太陽光発電設備を貸与する事業者)及びPP A事業者(市内事業者に対してPPAにより電気を供給する事業者)で、次の要件を全 て満たす者とする。
  - (1)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削除効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
  - (2) リース事業者、PPA事業者及びリース事業者が太陽光発電設備を貸与する事業者 又はPPA事業者が電力を供給する事業者(以下「設置事業者」とする)が次の要件

を全て満たす者であること。

- ア 豊田市税を滞納していないこと。
- イ 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- ウ 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)又は使用人その他の従業員、構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められる者でないこと。
- エ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又 は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- オ 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- カ 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団若しくは暴力団員 等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金 等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している と認められる者でないこと。
- キ 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団又は暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ク 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、前各号のいずれかに該当 する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者で ないこと。
- ケ 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- コ 前各号に掲げる者の他市長が不適当と認める者でないこと。
- (3)設置事業者への補助対象設備の設置丁事を市内事業者が請け負っていること。

#### (補助対象設備)

- 第5条 補助金の交付対象となる補助対象設備は、太陽光発電設備であって次の要件を全 て満たすものとする。
  - (1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。

- (2) 太陽光発電設備等の導入される場所が、市内の事業所内であること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (4)電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- (5) 未使用品であること。
- (6)毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。(必要に応じて計測器等を設置すること)
- (7) 市が実施する他の補助、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業に含まれる設備でないこと。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

## (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値 (単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てる。)に5万円を乗じて得た額とし、2 50万円を上限とする。

#### (交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という)は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、同項に規定する書類の一部の添付を省略することができる。

#### (交付の可否の決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要な調査 を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書(様式第5号)又は不交付 決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定しようとするとき、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。
- 4 補助申請者は、第1項の規定による通知があった日以降でなければ補助事業に着手することができない。

### (交付決定前の事前着手)

- 第10条 申請者は、やむを得ない理由により、第9条に定める補助金の交付決定の前に 事業に着手(以下「事前着手」という)する必要がある場合には、第8条に定める交付 申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届(様式第7号)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定により事前着手する場合において、第9条に定める交付決定がなされなかった場合に生じる損失等は申請者の責任とする。

## (交付申請の変更)

- 第11条 申請者は、事業内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第8号)に変更があった書類、その他市長が必要と認めるものを添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 事業内容の変更が、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあたっては、軽微変更 届出書(様式第9号)の届出によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は却下を決定し、変更交付決定通知書(様式第10号)又は変更不交付決定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

## (交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、申請取下げ書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

#### (完了実績の報告)

- 第13条 申請者は、事業完了日から2か月を経過した日又は補助金の交付決定があった 日の属する年度の2月16日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第13号) に別表3に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 前項の事業完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。
- (1)リース契約又はPPA契約の締結日。
- (2)補助対象事業者による補助対象設備設置工事請負事業者への支払いが完了した日。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、同項に規定する書類の一部の 添付を省略することができる。

#### (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第9条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して額確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第15条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。
  - (1) 交付請求書(様式第15号)
  - (2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

### (補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

#### (交付の決定の取消)

- 第17条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 規則、本要綱、国交付要綱、国実施要領又は関係法令に違反する行為があった場合。
  - (3)補助申請者が第4条の要件を満たしていないことが判明したとき。
  - (4) 第12条第4項による申請があったとき。
  - (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
  - (6) 第20条の承認を受けないで補助対象機器を処分したとき。
  - (7) 前各号に掲げるものの他、市長が不適切であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

- 第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書 (様式第17号)により、当該補助金の全部の額の返還を請求するものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。
  - (1)天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助事業により設置した設備を処分するとき。
  - (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。
- 2 第1項の規定により返還の請求を受けた者(以下「返還義務者」という。)は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例(昭和39年条例第7号)第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

### (関係書類の保存)

第19条 交付決定事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象 事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## (処分の制限)

- 第20条 交付決定事業者は、事業完了日から起算して補助対象設備の取得財産処分制限期間内において、補助金の交付目的に反して対象設備を処分(補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換又は廃棄等)してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。
- 2 前項の取得財産処分制限期間は補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、17年とする。
- 3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。
- 4 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行う。調査の結果により、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

## (調査等)

第21条 市長は、必要に応じて、申請者に補助対象事業の進捗状況、効果及び補助対象 事業により導入した再生可能エネルギー発電設備等について説明、文書の提出又は現場 の確認を求めることができ、申請者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### (交付制限)

第22条 同一の事業所においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、1回までとする。

#### (補助対象事業者の電子申請による特例)

第23条 第8条、第10条、第11条第1項、第12条、第13条第1項及び第15条 に規定する書類は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、提出することができるものとする。

## (市長の電子申請による特例)

第24条 第9条第1項、第11条第2項、第14条及び第17条第2項に規定する通知 は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規 則)により、通知することができるものとする。 (委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、補助金交付対象事業者指定申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年11月21日から施行する。

別表1 補助対象経費(第6条関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購
	 (直接工事費)		入費をいい、これに要する運搬費、保管
			料を含 むものとする。この材料単価
			は、建設物価(建設物価調査会編)、積
			算資料(経済調査会編)等を参考のう
			え、事業の実施の時期、地域の実態及び
			他事業との関連を考慮して適切な 単価
			とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃
			金 等の人件費をいう。この労務単価
			は、毎年度農林水産、国土交通の2省が
			協議して決定した「公共工事設計労務単
			価表」を参考として、事業の実施の時
			期、地域の実態及び他事業との関連を考
			慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費
			であり、次の費用をいう。①特許権使用
			料(契約に基づき使用する特許の使用料
			及び派出する技術者等に要する費用)、
			②水道、光熱、電力料(事業を行うため)
			に必要な電力電灯使用料及び用水使用
			料)、③機械経費(事業を行うために必
			要な機械の使用に要する経費(材料費、
			労務費を除く。))④負担金(事業を行
			うために必要な経費を契約、協定等に基
			づき負担する経費、系統を用いて供給す
			る事業の場合は送配電事業者の有する系
			統への電源線、遮断機、計量器、系統設
			備に対する工事費負担金(1.35万円/kW
			を上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費
			であって、次の費用をいう。①事業を行
			うために直接必要な機械器具等の運搬、
			移動に要する費用、②準備、後片付け整
			地等に要する費用、③機械の設置撤去及
			び仮道布設現道補修等に要する費用、④
			技術管理に要する費用、⑤交通の管理、
			安全施設に要する費用

		T	
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費
			であって、労務管理費、水道光熱費、消
			耗品費、通信交通費その他に要する費用
			をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、
			法定福利費、修繕維持費、事務用品費、
			通信交通費をいい、類似の事業を参考に
			決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事
			(交付要件に定める柵塀に係る工事を含
			む。)に要する必要最小限度の範囲で、
			経費の算定方法は本工事費に準じて算定
			すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、
			小運搬用その他工事用機械器具の購入、
			   借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製
			作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測
			量、基本設計、実施設計、工事監理及び
			試験に要する経費をいう。また、地方公
			共団体が直接、 調査、測量、基本設
			計、実施設計、工事監理及び試験を行う
			場合において、これに要する材料費、労
			務費、労務者保険料等の費用をいい、請し
			負又は委託により調査、測量、基本設
			計、実施設計、工事監理及び試験を施工
			する場合においては請負費又は委託料の
			費用をいう。
	   設備費		事業を行うために直接必要な設備及び
ᇇᄤᆽ			機器の購入並びに購入物の運搬、調
			整、据付け等に要する経費をいう。
 業務費	<b>学</b> 教费		事業を行うために直接必要な機器、設備
未物具	業務費 		事業で11 フために直接必要な機構、設備     又はシステム等に係る調査、設計、製
			PPA 契約やリース契約等により実施さ
			れる場合、事業を行うために直接必要な
			常用費、役務費、委託料、使用料及び賃
			借料を含むものとする。

別表 2 申請書添付資料 (第8条関係)

リース事業者	1 設置事業者に対するリース見積の写し及びリース契約書(案)		
	※補助金額が補助対象設備金額から控除されているものがわかる		
	もの		
	※リース契約期間が 17 年未満の場合、所有権移転ファイナンス・		
	リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続		
	的に使用することを確認できるもの		
PPA事業者	1 設置事業者に対するPPA事業実施に係る電気使用料見積の写		
	し及び電力販売契約書(案)		
	※補助金額が電気使用料から控除されているものがわかるもの		
	2 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置		
	等を証明できる書類		
共通	1 事業実施に係る承諾書(様式第2号)		
	2 太陽光発電設備設置計画書(様式第3号)		
	3 補助対象設備のメーカー、型式(型番・品番)、容量等が確認		
	できる書類		
	4 補助対象事業に係る見積書の写し		
	5 設置場所及び付近の見取り図		
	6 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類		
	7 豊田市が発行する設置事業者の事業証明書(申請日前2月以内		
	に発行されたもの) の写し		
	8 申請者及び設置事業者の役員一覧表(様式第4号)		
	9 その他、市長が必要と認める書類		

# 別表 3 完了実績報告書添付資料 (第13条関係)

リース事業者	1 リース契約書の写し			
PPA事業者	1 PPA契約書の写し			
共通	1 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し			
	2 系統連系契約を証明する書類の写し			
	3 補助対象設備の設置状況を示す写真			
	4 設置場所及び付近の見取り図			
	5 電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写し			
	※FITやFIPを利用していないことがわかること			
	6 その他、市長が必要と認める書類			